

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」又は「特定上場有価証券」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家又は特定上場有価証券をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>三の二 特定投資家等 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」又は「特定投資家」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ又は特定投資家をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p>

投資家等をいう。

三の三 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

四〇十一 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。)が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げ

(新設)

四〇十一 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。)が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げ

る者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者  
で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号  
、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者につ  
いて第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証  
券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には  
適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適  
用する。

3 12 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 (略)

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各  
号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す  
ることとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投  
資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する  
もの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下  
同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第  
一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株  
予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関  
する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という  
。))に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債  
券をいう。以下同じ。)、振替社債等(社債等の振替に関する法

る者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者  
で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号  
、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者につ  
いて第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証  
券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には  
適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適  
用する。

3 12 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 (略)

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各  
号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す  
ることとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投  
資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する  
もの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下  
同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第  
一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株  
予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関  
する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という  
。))に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債  
券をいう。以下この条において同じ。)、振替社債等(社債等の

律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）  
社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合  
イ・ロ （略）  
二〇四 （略）  
3 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）  
社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合  
イ・ロ （略）  
二〇四 （略）  
3 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

一〇三 (略)

四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 受託有価証券が第二項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が第二項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

一〇三 (略)

四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 受託有価証券が第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示される権利が第二項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ〜ハ (略)

ニ 当該償還により取得する有価証券が前号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

4〜8 (略)

1 (特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

11 令第一条の五の二第二項第一号口及び第二号口に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号（当該有価証券の発行者、取得勧誘を行う者及び取得しようとする者が第二号に掲げる事項を定めないこととしたときは第一号）に掲げる事項とする。

ハ 当該有価証券に表示される権利が第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ〜ハ (略)

ニ 当該償還により取得する有価証券が第六号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

4〜8 (略)

(新設)

- 
- 一 当該取得しようとする者が取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わないこと。
- 二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。
- イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の二第一項第二号において同じ。）に依じて株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲渡する場合
- ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合
- ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、支配株主等（令第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、当該発行者が会社以外の者である場合にはこれに準ずる者を含む。）である者（以下この条及び第十三条の二第一項において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。同項第二号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合
- ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して譲渡する場合
-

2 | 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして前項第二号ハ及びこの項の規定を適用する。

3 | 第一項第二号ハ及び前項の被支配法人等とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）

第三十一条の三 令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十

（新設）

七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む、次号に掲げるものを除く。） 次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券（次条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める有価証券をいう。第十三条の三第一号において同じ。）が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十三条の三第一号において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の発行者、取得勧誘を行う者及び取得しようとする者の間において、前条第一項に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第一号又は第二号に

掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

三| 法第二十一条第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当する(イ)。

イ| 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ| 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ| 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ| 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

四| 法第二十一条第二十条に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当する(イ)。

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

五 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの。当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場

合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

(同一種類の他の有価証券)

第十二条 令第一条の六第一号に規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 一十一 (略)

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。)を行った相手方が適格機関投資家であ

(同一種類の他の有価証券)

第十二条 令第一条の六に規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 一十一 (略)

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。)を行った相手方が適格機関投資家であつて、

つて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したものの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であること。

ロ・ハ（略）

二（略）

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一～三（略）

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。

） 次のいずれかに該当する場合

イ（略）

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となることがないものに限る。）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内

当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したものの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であること。

ロ・ハ（略）

二（略）

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一～三（略）

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。

） 次のいずれかに該当する場合

イ（略）

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となることがないものに限る。）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を

容等を説明した書面に記載されている場合

四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。)の所有者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。)の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ (略)

六〇八 (略)

458 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十三条の二 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号(当該有価証券の発行者、売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次条において同じ。))を行う者及び買付けを行う者が第二号に掲げる事項を定めなかつたときは第一号)に掲げる事項とする。

一 当該買付けを行うとする者が買い付けた当該有価証券を特定

説明した書面に記載されている場合

四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。)の所有者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。)の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ (略)

六〇八 (略)

458 (略)

(新設)

投資家等以外の者に譲渡を行わないこと。

二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が買付けられた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付けに応じて株券等を公開買付者に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその特定役員若しくは当該特定役員の被支配法人等に対して譲渡する場合

ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して譲渡する場合

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項第二号ハに規定する場合に準用する。

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の三 令第一条の八の二第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株

(新設)

予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、次号に掲げるものを除く。）次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券が、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の発行者、売付け勧誘等を行う者及び買付けを行うおととする者の間において、前条第一項に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

- 
- ハ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合
- 三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当する<sup>ニ</sup>。
- イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
- ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合
- ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当する<sup>ニ</sup>。
-

- 
- イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
- ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四條第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合
- ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- 五 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの、当該有価証券が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
- ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
-

ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第一号又は第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2 令第一条の八の四第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為(媒介、取次ぎ又は代理に限る。以下この号において同じ。)のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。)が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用(その指図を含む。以下同じ。))として行う有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。))又はデリバティブ取引に係るもの

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の三第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2 令第一条の八の三第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 法第二条第八項第三号(同号イに係る部分に限る。)に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。)が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用(その指図を含む。以下同じ。))として行う有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。))又はデリバティブ取引に係るものに限る。)を受けて行うもの

限る。)を受けて行うもの(法第二条第八項第二号又は第四号の場合にあつては、関係外国運用業者の委託を受けて行う法第二条第八項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。)

三〇十六 (略)

二〇四 (略)

三〇十六 (略)

二〇四 (略)